小・中・高一貫社会科における授業構成の基本原理 ーオハイオ州における各学校段階のレッスンプランを比較分析して一

A Methodology of Designing K-12 Social Studies Lessons:

Through Analyzing Lesson Plans at the Elementary, Junior High and Senior High School Levels in Ohio

山 田 秀 和*

Hidekazu YAMADA*

要旨

本研究の目的は、オハイオ州の社会科スタンダードに基づく小・中・高の授業を比較分析し、学校(学年)段階の上昇に応じた授業構成の基本原理を抽出することである。分析の結果、学校(学年)段階が上がるにつれて、社会科授業が、既存の社会に適応するための資質を育成することから、それを批判吟味し作りかえるための資質を育成するようにシフトしていることがわかった。すなわち、社会化から対抗社会化へ、ということが明確になった。そして、それを具体化するための方法論を、以下のように導いた。

- (1) 学校(学年)段階の上昇に応じて、授業を、事実学習→解釈・理論学習→価値・思想学習へと発展させる。
- (2) その具体的なアプローチとして、自己との関係で事実を捉える→対象化してその解釈・理論を構築し、他者と 批判吟味する→対立的な価値・思想を踏まえてあらためて現実を問い直し、自己が社会に参画する方法を探る、 という段階性を設ける。

キーワード:社会科、小・中・高一貫性、授業構成、社会化、対抗社会化

I. はじめに

どのようにして小・中・高一貫の社会科を編成すればよいのか。この問いに対する議論は、十分に深められていない。その理由の一つは、わが国の社会系教科目が、学校段階の上昇に応じて分化する傾向を有しており、それゆえ、小・中・高を一体のものとして捉える視点が弱かったことにあると考えられる¹)。また、これまでになされてきた研究の多くは、どのような事象を小・中・高で取り上げるか、事象の扱い方にどのような変化をつけるか、という視座からのものであった²)。このような研究は、実践的な意義を有しつつも、対症療法的な性格が強く、根源的に一貫性のあり方(枠組み)を探るという観点は弱いものであった。そして、取り上げる事象に関する議論は、歴史学や地理学等の内容的側面からの吟味という性格が強く、それを通してどのように(どのような)見方や考え方、

資質を体系的に育成するのかという教育学的な側面については軽視されてきた。現在のあり方自体を問い直し、代替案を示す研究が求められている³⁾。

このような問題意識に対して示唆を与えてくれるのが、アメリカの社会科教育である。アメリカでは、現在、小・中・高(全学年)の一貫性に重点をおいた社会科カリキュラムが各州で開発されている⁴⁾。筆者は、その中でも特に一貫性を強調していると考えられるオハイオ州の社会科スタンダード(Social Studies Academic Content Standards)⁵⁾を分析し、小・中・高一貫の社会科カリキュラム(特に歴史教育における一貫性)について研究を進めてきた⁶⁾。本稿では、より具体的な視点から、このカリキュラム全体を通じた授業構成の方法論にまで踏み込み、示唆を引き出したい。そのために、小・中・高のレッスンプランを比較分析し、学校(学年)段階の上昇に応じた授業構成の基本原理を抽出することにしよう。

^{*}弘前大学教育学部社会科教育講座

Ⅱ. 小・中・高一貫の社会科カリキュラム編成7)

オハイオ州の社会科カリキュラムの全体計画は、表 1のようになっている。

カリキュラムは、子どもの社会的意識や経験の拡大に応じて学習対象を拡げるように構成されている(以下、第6学年までを初等、第7~第10学年を中等前期、第11、第12学年を中等後期と便宜的に区分して説明する)。

具体的には、初等段階で空間を軸に対象を拡大し、 世界までを学習させる。幼稚園の自分自身に始まり、 家族や身近な社会(第1学年、第2学年)、コミュニ ティ(第3学年)、州(第4学年)、国家および近隣 (第5学年)、世界(第6学年)へと発展させている。

世界まで空間認識が拡がったところで、中等段階に入ると、時間を軸にして世界史と自国史(合衆国史)を交互に学習させる。第7学年から第10学年までが、いわゆる歴史課程ということになる。古代文明に始まり最初のグローバル時代が誕生するまでを学習させる第7学年、それを背景に植民地時代から合衆国の南北戦争後までを学習させる第8学年、革命から現在までの世界情勢を押さえさせる第9学年、その上で合衆国の現在までを捉えさせる第10学年へと展開している。

現在までを歴史的に学習させた後に,第11,12学年では,政治的経済的決定のしくみや,社会的問題への取り組み方などを学習させる。

カリキュラム全体として, 地理的に対象を拡げる初 等段階, 歴史的に対象を拡げる中等前期段階, それら を踏まえ, 将来に向けた市民としての実践的な資質を 育成する中等後期段階という区分がなされている。

以上のように構成されるカリキュラムは、学習領域 (スコープ)を共通させることで、全学年段階の一貫 性を強固にしている。

スコープは、次の7つからなる。「歴史」「社会の人々」「地理」「経済」「政治」「市民の権利と責任」「社会科技能と方法」。これらのスコープは、どの学年・学習対象であっても、内容を組織する際の基準となる。特に前半の5つは、人文・社会科学を基にして設定されている。主として、「歴史」は歴史学に、「社会の人々」は社会学/文化人類学、「地理」は地理学、「経済」は経済学、「政治」は政治学に基づいている。後半の2つは学問を横断して設定されている。「市民の権利と責任」では、市民とは何か、いかに行動すればよいのかを考えさせる。「社会科技能と方法」では、社会科学習を進め、社会に出た後も社会研究を自立して行うための能力を育成する。

以上のスコープは、たとえ時系列に基づく歴史課程 (第7~第10学年)であっても貫徹される。歴史課程 を総合的な社会研究の場として位置づけることで、カ リキュラム全体との調和を保っている⁸⁾。全学年を貫 く7つのスコープは、社会に対して学問的にアプロー チし、その知見に基づいて市民のあり方を考えること ができる力の育成をめざしたものになっている。

では、このように形作られる社会科において、小・中・高では、どのような発展性が意図されているのだろうか。

このカリキュラムには、学年段階に応じた子どもの 到達点ともいうべきベンチマーク(基準)が、スコー

表1	オハイオ州社会科の全体計画

学 年	学 習 対 象			
幼 稚 園	時間と空間における子どもの生活の場			
第1学年	家族の現在と大昔,近くと遠く			
第2学年	ともに働く人々			
第3学年	コミュニティ:過去と現在、近くと遠く			
第4学年	オハイオ:その過去、その位置、その政治			
第5学年	北アメリカの地域と人々			
第6学年	世界の地域と人々			
第7学年	紀元前1000年から1750年までの世界研究:古代文明から最初のグローバル時代まで			
第8学年	1607年から1877年までの合衆国研究:植民地時代から再建期まで			
第9学年	1750年から現在までの世界研究:革命の時代から20世紀まで			
第10学年	1877年から現在までの合衆国研究:再建期後から20世紀まで			
第11学年	政治的経済的決定			
第12学年	シティズンシップに向けた準備をする			

(Ohio Department of Education, Social Studies Academic Content Standards, 2002, pp.9-11 より作成。)

プごとに設定されている。全スコープについて、子どもが習得すべき力の発展系列が示されている。しかし、このベンチマークは抽象的なので、具体的な発展性を読み取ることは困難である。したがって、ここでは授業レベルで分析を試み、発展性の一端を明確にしたい。

次章では、一般的に小・中・高で繰り返し取り上げられる憲法関連の授業に焦点をあてて、各学校段階における授業構成の方法論を抽出する。ここで取り上げる憲法関連の授業は、第5学年、第8学年、第11学年のものである。これらは、すべてスコープ「政治」を中心に組み立てられており、それを分析することによって、一貫性の論理が明確になると考えられる。なお、授業は、レッスンプランという形でオハイオ州教育局の HP^{9} に公開されているが、幼稚園から12学年までのすべての内容を網羅しているわけではない。憲法については他の学年でも扱われるかもしれないが、ここでは、以上の三つの学年における授業を取り上げて論じることにする。

Ⅲ. 各学校段階における授業構成

1. 初等(小学校)段階-第5学年「独立宣言と憲法」-

初等段階における憲法関連の授業としては、国家および近隣を学習対象とする第5学年の「独立宣言と憲法」を取り上げる。「独立宣言と憲法」¹⁰⁾を分析してまとめたものが表2である。

「独立宣言と憲法」を分析してみると、初等段階における授業構成は、制度の事実を、子どもにとって身近なものとして捉えさせることに重点がおかれていることがわかる。「独立宣言と憲法」は、事前評価に始まり、6日間の学習を経て、延長活動へと展開している「110。スタンダードに示されたベンチマークB「合衆国における州政府、連邦政府の構造を明記している文書の事例を出し、これらの文書が、民主主義における自治をどのように促しているのかを説明する」に対応した学習であり、それを達成するために独立宣言と合衆国憲法が取り上げられている。

最初の事前評価では、独立宣言の目的や合衆国憲法の記述・定義、前文の目的などについて、子どもの既得知識を確認している。事前評価は、これまでの学習で断片的に習得したり、生活経験の中で学んだりしてきたことを測る役割を担っている。

第二のパート(1日目・2日目)では、身近な事例

を始点として、制度が形成される歴史的プロセスを押さえさせる。ここでは、子どもたちにとって身近なルールの形成、たとえばバスのルールやカフェテリアのルールなどについて意識化させた後に、過去の歴史的事実に向き合わせる。具体的には、憲法制定の前提となる独立宣言について、5W1Hでアプローチしたり、要約を行わせたりする。また、メイフラワー盟約から憲法制定にいたる流れを時系列順に捉えさせようとしている。最後には憲法の前文を解読し、現在の基礎の形が出来上がったことを理解させようとしている。総じて、憲法制定の過程を、その基本的事実に即しながら学習させるようになっている。

第三のパート(3日目)では、制度の事実を一つ一つ確認させる。憲法によって制度化された政府の三部門、州と連邦の関係、修正条項、批准、権利章典などの事実を、実際の条文をもとにチェックさせている。 それぞれの制度の意味を確認させる授業になっている。

第四のパート(4日目)は、制度の影響・意義を整理させる過程である。合衆国憲法の要約を行うとともに、独立宣言・合衆国憲法の意義について、討論したり、振り返り活動を行わせたりするようになっている。

最後のパート(5・6日目および延長活動)では、制度の形成過程・事実の定着を図る。独立宣言・合衆国憲法について、これまでに学んだ知識を確認するとともに、それについて社説を書かせたり、自分のクラスの憲法を制定するなどの活動をさせたりして、より身近に制度の理解を図らせようとしている。

このように、初等段階の学習では、自分と遠い存在 である制度の具体的な事実を、できるだけ身近に捉え させるように構成されている。

2. 中等前期(中学校)段階-第8学年「合衆国憲法 における政治的概念」-

中等前期段階における憲法関連授業は、時系列に基づく歴史教育(合衆国史)の中で行われる。ここでは、独立戦争後の憲法制定期を対象とした第8学年の「合衆国憲法における政治的概念」¹²⁾ を分析し、授業構成の原理を引き出そう。表3に授業を整理した。

「合衆国憲法における政治的概念」は、事前評価に始まり、6日間の学習と、延長活動で構成されている。この授業は、スタンダードに示されたベンチマークB「独立宣言、合衆国憲法、権利章典、北西部領地条例がどのように権利の保護や民主主義の以後の発展

表2 第5学年「独立宣言と憲法」の構成

授業の概要: 数日間に渡るこの授業は二つのパートに分かれている。最初のパートは独立宣言の意義に焦点化している。 次のパートは合衆国憲法の意義に焦点化している。子どもは独立宣言を読み、憲法前文を例証する一連の絵を描き、独立 宣言の歌、詩、マンガ、絵本を作ることになる。子どもたちはまた、合衆国憲法制定後にモデル化された新しい国の制度 を書く。子どもがこれら二つの文書の意義を理解できるよう、多くのグラフィック・オーガナイザーが使用される。

スタンダードとの関連: 政治

20

ベンチマークB: 合衆国における州政府、連邦政府の構造を明記している文書の事例を出し、これらの文書が、民主主

義における自治をどのように促しているのかを説明する。

指標3: 独立宣言と合衆国憲法の意義を説明する。

授業過程	授業日	授 業 の 手 順			
	事前評価	授業の手順 資料Aを配布する。プレテストは独立宣言と合衆国憲法の目的と意義に焦点を当てている。			
既得知識の確認 身近な事例を始がして、 のをが成されるを 程を捉えさせる	事 切計"伽	 3、4人のグループに分かれて、バスのルールやカフェテリア・遊び場のルールのような「学校に関連した改善(整備)」のリストを書かせる。 リストを共有させ、チャートペーパーに記録させる。 1776年に、多くの入植者が植民地のイギリス統治に不満を持っていて、独立宣言には、イギリスのジョージ三世に対する不平が列挙されていることを伝える。 独立宣言のコピーを配布する。 独立宣言の導入のために資料D「5W1H図」を配布する。一番下の空欄(重要性/影響/意義)以外、すべて記入させる。 10分間、独立宣言を読ませ、要約させる。セクションに分けて反復させる。語彙のリストや難解な言葉についてのダイアグラムを作らせる。 資料E「独立宣言の要約」を見せる。 資料F「アルファベット・スープ」を完成させる。スクリーンに投影する。 資料Dを完成させる(一番下の空欄を埋めさせて、完成させる)。 			
	2	 10. 資料 G「憲法の前に何が起きたか?」を完成させる。資料 G を投影して、メイフラワー 盟約の目的と連合規約の目的を定義し、なぜそれらが失敗したのかを定義する。彼ら のオーガナイザーに情報を書かせる。グラフィック・オーガナイザーを構築させる。 11. 憲法のコピーを配布する。 12. 前文を説明する。一枚の紙を三等分に折り、9行分のスペースを空けさせる。a~iま での言葉の意味を書かせる。(例 a. われら合衆国人民, b. より完全な連邦を形成するために。) 			
制度の事実を一つ一つ確認させる	3	 13. 憲法のコピーの条文1~3までを赤で囲ませる。余白に「政府の三部門」と書かせる。この条文が三部門の権力を記述していることを説明する。 14. 条文4,6を青で囲ませる。余白に「州と連邦の関係」と書かせる。条文4は州の権力と州の連邦との関係を記述し、条文6は、合衆国憲法が州法をこえ、すべての役人が憲法に誓約を誓っていることを記述していると説明する。 15. 条文5を緑で囲ませる。余白に「修正条項」と書かせる。条文5には憲法の修正の方法が記述されていることを説明する。 16. 条文7を黒で囲ませる。余白に「批准」と書かせる。憲法批准の方法が記述されていることを説明する。 17. 修正条項1~10(権利章典)に赤い星印をつけさせる。最初の8つは個人の権利を保障していることを説明する。 18. 残りの修正条項に青い点をつけさせる。それらは必要に応じて憲法に付け加えられたことを説明する。修正条項13,15,18,19,21,26に特別の注意を払わせる。 			
制度の影響・意義を整理させる	4	19. 資料 H「要約」を使用し、この授業を結論づける。ワークシートを使い、合衆国憲法のそれぞれの部分について、 $3\sim5$ の文章を書かせる。それをもとに、独立宣言と合衆国憲法の意義について討論したり、振り返り活動を行わせたりする。			
	5 · 6	20. 事後評価の二つのパートをさせる。			
制度の形成過程・ 事実を身近なもの として定着させる	延長活動	 独立宣言について社説を書かせる。 クラスの憲法を起草させる。 トマス・ジェファソンらのようなこの時期の重要な人々の伝記を読ませる。 独立宣言の署名者へのインタビューを書かせる。 			

(Ohio Department of Education, *Declaration of Independence and Constitution-Grade5* より作成。表の「授業の手順」は、教師用に書かれたレッスンプランの記述を要約して記したものであり、「授業過程」は筆者が分析して示したものである。資料については省略。)

表3 第8学年「合衆国憲法における政治的概念」の構成

授業の概要: アメリカ人は新しい国を打ち立てたが、誰がボスなのだろう?この授業は、なぜ建国の父たちが、中央政府と州政府の権力を分割し、抑制と均衡のシステムを規定する憲法を起草したのか、を子どもに理解させる。子どもは、合衆国憲法で形作られた政府のフレームワークの内部で、議会制民主主義、連邦制、二院制、権力分立、抑制と均衡の概念がどのように機能しているのかを、小グループで調査する。最後の評価として、子どもたちは、学習した5つの政治的概念と、それらが合衆国にどのようにあてはまっているのかを説明する1ページの新聞を作る。

スタンダードとの関連: 政治 ベンチマークB: 独立宣言,合衆国憲法,権利章典,北西部領地条例がどのように権利の保護や民主主義の以後の発展に寄与して

いるのかを説明する。

指標3: 合衆国憲法に示された政治的概念を説明する: a. 議会制民主主義, b. 連邦制, c. 二院制, d. 権力分立, e. 抑制と均衡

授業過程	授業日	授業の手順
既得知識の確認	事前評価	・ キーワードやフレーズに基づいて資料Aの主要な概念(議会制民主主義や連邦制など)を議論させる。 ・ 個人単位で資料A「事前評価」を完成させる。 ・ 大きなチャートに、資料Aの概念の内実を書き込ませ、議論させる。 ・ 今後の授業のために、そのチャートを掲示しておく。
制度形成の過程を 復習させる	1	 1. 資料 A「事前評価」で始める。 2. 以前の学習で使った教科書やトレードブック、ノートを使用して、合衆国憲法の基本的な発展を振り返る。資料 C「誰がボス?」の質問に答えさせる。 3. ノートに正しい情報を書くことができるように授業の終わりまで生徒に議論させる。 4. 宿題として、このページにイラストをつけるように指示する。
制度の概念・存在を観点をできる。	2	 5. 男女のペアか3人のグループを作らせる。 6. 資料D「議会制民主主義」を配る。小グループで取り組ませる。なぜこのような政府が合衆国に誕生したのかをグループで推測させる。 7. グループで何を見出したのかを議論させる。埋めていないところを埋めさせる。黒板に考えを書き、ノートを進めさせる。 8. この概念を象徴的に示すための「アイコン」スタイルの絵の描き方をグループで導入させる。 9. 資料E「連邦制」を配布。連邦制の概念を定義するために入手可能な資料を使用するよう指示し、なぜ憲法はこの考え方を示しているのかを書かせる。彼らが見出した定義や、なぜこの考え方が込められていると思うのかについて、グループで意見を共有させる。すべての子どもがノートをとったことを確認する。 10. 入手可能な資料を使用し、資料Eのベン図を埋めさせる。 11. 宿題として、連邦制のページにイラストをつけさせる。
	3	 12. 以前学習した概念を再検討させる。次の質問に答えさせる。議会制民主主義とは何か?合衆国でなぜそれが選ばれたのか?連邦制とは何か?なぜそれが憲法に付加されたのか? 13. 資料 E「連邦制」で示されたベン図を黒板に貼る。以前の学習から,委託権限(連邦),留保権限(州),同時権限(両者)について示させる。ベン図に付け加えるべきことを問う。 14. 自分たちの紙に、委託、留保、同時の権限についての定義をグループで書かせる。 15. 資料 F 「二院制」を配布。言葉を定義させ,合衆国の立法部門でそれがどのように機能するのかを説明させる。なぜこのシステムが採用されているのかを説明させる。 16. 黒板に図を描き,情報を共有させる。黒板にさらに情報を付与させる。なぜこのシステムが設立されたのかについてグループの結論を引き出させる。システムが始まったころの妥協について考えさせる。なぜ二院制が採用されたのかの説明を加え,すべての生徒がノートをとったことを確認する。 17. 時間が許せば、資料 G 「権力分立」の定義を学習し始めるための資料を使用させる。政府の三つの部門の権力についてチャートを埋めさせる。 18. 宿題として,資料 F 「二院制」のイラストを描かせる。
	4	 19. 資料 G「権力分立」の作業をグループで進めさせる。ただし、言葉を定義し、この概念が憲法に加えられている理由を決定しながら。 20. 黒板に貼り、チャートを完成させる。ノートを進めさせる。 21. 資料 H「抑制と均衡」を配布。どのようにしてそれぞれの部門が他の二つの部門をチェックしているのかを示しながらグループで作業を進めるように促す。なぜこのシステムが憲法で採用されたのかを決定させる。 22. 細部を共有させる。なぜこのシステムが採用されたのかを議論させ、黒板に反応を書く。すべての生徒がノートをとったことを確認する。 23. 宿題として、「権力分立」と「抑制と均衡」のイラストを描かせる。
習得した制度概念・ 存在根拠(解釈・ 理論)を顕在化させ、吟味させる I (手段:新聞)	5	24. 資料 B「事後評価」を配布。合衆国憲法についての自分自身の新聞を作成させる。1787年当時のレポーターとして想定させ、自分たちが書く記事は、憲法に述べられた政府の権力についての事実を市民に告げなければならないものだということを強調する。 25. 本物の新聞でレイアウトやバナーを示す。新聞の書き方を指導する。 26. 資料 I「新聞レイアウトページ」を配布し、作業させる。
	6	27. 新聞記事について確認する。 28. 宿題として新聞を完成させ,学んだ概念について議論させ共有させる。新聞は掲示しておく。
習得した制度概念・ 存在根拠(解釈・ 理論)を顕在化させ、吟味させるⅡ (手段:その他)	延長活動	 憲法制定会議での決定に影響を与えた啓蒙の概念を同定させる。 インディケーターに示された概念の意味を身振りで示す寸劇をグループで作らせる。 学習した概念のいくつかがどのように地方政府に適用されているのかについて、地方の役人を招き話してもらう。 どのように条文が書かれ、どのようにレイアウトされ、どのようにヘッドラインが決められているかを説明するために、地方の新聞レポーターを招く。

(Ohio Department of Education, Political Concepts in the U.S. Constitution-Grade8 より作成。表の「授業の手順」は、教師用に書かれ たレッスンプランの記述を要約して記したものであり、「授業過程」は筆者が分析して示したものである。 資料については 省略。)

に寄与しているのかを説明する」ための要として、合衆国憲法に示された政治的概念を習得させる学習になっている。この授業を分析すると、個々の制度の概念や存在根拠(解釈・理論)を明らかにさせることに重きがおかれていることがわかる。

最初(事前評価)は、既得知識を確認する過程である。制度の事実を踏まえたうえで、これから学ぶ概念をどれくらい理解しているのかを測るものになっている。

続く第二のパート(1日目)は、初等段階の内容を 復習させ、制度形成の過程を想起させている。

第三のパート(2日目~4日目)では、様々な制度の概念や存在根拠(解釈・理論)を一つ一つ探らせる。ここでは、ワークシート(資料)を配布して、グループ作業の中から、制度についての解釈・理論を構築させている。具体的には、議会制民主主義、連邦制、二院制、権力分立、抑制と均衡が取り上げられる。たとえば議会制民主主義の学習であれば、「1.議会制民主主義を定義しなさい」「2.合衆国政府においてこの概念はどのように使用されているか?」「なぜ合衆国政府はこの概念に基盤をおいたのか?」と展開する。制度の定義と概念を明確にした上で、その制度がなぜ採用されているのかを探らせようとしている。他の制度についても同様であり、定義や概念を学習させ、なぜそれが存在するのかを分析させるようになっている。

第四のパート(5日目・6日目)では、習得した制度概念を応用し、それを顕在化させ、吟味させる。子どもを1787年当時のレポーターに想定させて、新聞を書かせる。レイアウトや見出しに注意しながら学んだ概念についてクラス全員で共有・議論させ、吟味させることが計画されている。

最後のパート(延長活動)は、新聞以外の媒体を使用したり、ゲストを招いたりしながら、さらに学習した知識を確認し、顕在化してゆく学習になっている。

授業は、合衆国史の枠組みの中で行われるが、時代 の流れや特色を理解させるにとどまらず、歴史を通し て政治制度のしくみを認識させるように構成されてい る。

このように、中等前期段階の学習は、初等の学習を受けて、制度についての解釈・理論にまで分析を進めるように発展している。また、初等段階の学習が自己との関係(身近さ)に重きをおいているのに対して、中等前期段階の学習では、制度をある程度対象化して分析させ、それを批判的に吟味させるという構造に

なっている。

3. 中等後期(高等学校)段階-第11学年「自然権」-

中等後期段階の憲法関連授業として、第11学年「自然権」¹³⁾を取り上げよう。この授業は、事前評価に始まり、3日間の学習を経て、延長活動で締めくくられるようになっている。スタンダードに示されたスコープ「政治」のベンチマークB「合衆国憲法が、その哲学的基礎、修正条項、裁判所の解釈を含めてどのように進化してきたのかを説明する」に対応した学習であり、「独立宣言、合衆国憲法、連邦主義者の文書で描かれたアメリカの政治システムの哲学的基礎を、自然権の基本原理を強調して説明する」ことが具体的に求められている。また、この授業はスコープ「社会科技能と方法」にも対応している。表4に授業を整理した

「自然権」は、制度を構築した当時の人々の論争に 着目し、制度の背後にある包括的で体系的な価値・思 想にまで切り込んでいる。そして、現在の制度とは異 なる考え方および他の選択肢にまで目を向けさせるよ うになっている。また、自己の考え方を伝達する方法 まで学習させることによって、市民としての実践的な 資質を育成するものになっている。

最初のパート(事前評価)では、これまでに獲得した知識を確認している。たとえば、アメリカ市民によって享受されている権利の事例を挙げさせたり、そのうちのどれが基礎的・基本的かを考えさせたりしている。また、アメリカの政治システムにおいて、これらの権利はどのように保障され、守られているのかを問うている。

第二のパート(1日目)では、制度の概念を復習し、その背後にある価値・思想を仮説的に推測させる。まず、「連邦主義者」や「反連邦主義者」、「小さな政府」などの用語や概念を定義した上で、自然権の哲学的・政治的起源へと迫らせる。次に、独立宣言に示された「奪うことのできない」生命、自由、幸福の追求の権利とは何を意味しているのかについてブレインストーミングさせる。さらに、憲法の批准をめぐってなされた討論を子どもに読ませる。ここでは、連邦主義者と反連邦主義者の二つの立場に気づかせようとしている。

第三のパート(2日目)では、制度の背後にある価値・思想を、他の考え方と対比しながら考察させる。 ここでは、歴史上存在した反連邦主義の価値・思想を踏まえて制度を考察させることに重点がおかれてい

表4 第11学年「自然権」の構成

授業の概要: この授業は、アメリカの政治システムの哲学的基盤を説明するために、合衆国憲法批准をめぐる議論を用いる。アメリカの政府設立と政治システムにおける鍵となる論点であり、連邦主義者と反連邦主義者によって議論された自然権に焦点化する。また、憲法制定時の議論や今日において、人々は問題に対する立場をどのようにして伝達しているのかについて、子どもたちに同定させる。

スタンダードとの関連: 政治

ベンチマークB: 合衆国憲法が、その哲学的基礎、修正条項、裁判所の解釈を含めてどのように進化してきたのかを説

明する。

指標7: 独立宣言、合衆国憲法、連邦主義者の文書で描かれたアメリカの政治システムの哲学的基礎を、自然権の基本

原理を強調して説明する。

スタンダードとの関連: 社会科技能と方法

ベンチマークC: 問題についての多様な見方を確認するリサーチプロジェクトを発展させ、その問題の解決法を説明する。

指標7: 問題に対する立場を伝達する適切なツールを同定する。たとえば、電子資料、広報、投書欄、公共の掲示物、 ハンドアウトなど。

授業過程	授業日	授 業 の 手 順
既得知識の確認	事前評価	 アメリカ市民によって享受されている権利の事例は何か? 違うカテゴリーや権利の事例はあるか? いくつかの権利は、他よりもより基礎的・基本的か? アメリカの政治システムにおいて、これらの権利はどのように保障され、守られているか?
制度の概念を復習し、その背後にある価値・思想を仮説的に推測させる	1	 事前評価に基づいて、基本的な用語や概念を定義させる。これらを黒板やハンドアウトに記述させる。 基本的な定義を理解した後、自然権の哲学的・政治的起源を導入する。独立宣言の最初の所を読み、起草した人は、「奪うことのできない」生命、自由、幸福の追求の権利について、何を意図しているのかをブレインストーミングさせる。 資料 A「憲法討論の引用」を配布。完全な読みについては2日目へ。連邦主義者と反連邦主義者によって書かれた鍵となるポイントを同定するために、蛍光ペンを使用させる。パートナーとキーポイントを共有させる。
制度の背後にある価値・思想を,他の考え方と対比しながら考察させる	2	4. 資料 A「憲法討論の引用」に対する反応を問う。憲法の批准についての討論を再考させる。批准反対の人々、すなわち反連邦主義者は、憲法が、合衆国政府に大きすぎる権力を与えてしまうことを恐れ、また、自然権の不十分な保護を規定することになるのを恐れていたことを確認させる。 5. 憲法が自然権に与える影響について、二つの立場がどのように考えていたのかを整理するために、グラフィック・オーガナイザー(Tチャートかウェブ)を使用させる。議論が終わった後、グラフィック・オーガナイザーに書いたことを共有させ、それぞれの立場の主要な論点をクラス全体が理解できるようにさせる。6. 資料 B「権利章典」を配布。権利章典の採択案が、どのように自然権の不十分な保護についての恐れを鎮め、憲法批准を促すのに役立ったのかを説明する。
価値・思想を伝達し,社会に参画する方法を,過去と現在を対比しながら考察させる	3	 7. 今日のようには、当時の連邦主義者も反連邦主義者もコミュニケーションの手段を持っていなかったことを告げる。Tチャートを使って、1780年代と現代のコミュニケーション手段を列挙させる。ディスカッションが終盤にきたら、Tチャートを共有させる。 8. 問題に対する政治的立場を伝達するための現代的な手段についてディスカッションを進める。次の問いについて考えさせる。1780年代の方法のいくつかは、今でも使用されているか?新しい方法はどこがより効果的か?利点と不利な点を列挙しなさい。 9. 資料 C「連邦主義者あるいは反連邦主義者の主張を形成する」を配布し、再検討させる。(事後評価として、現在のコミュニケーションツールを用いた場合、憲法批准に対する連邦主義者あるいは反連邦主義者の主張をどのようにして形成することができるかについて詳述するエッセーを書かせる。)
価値・思想に関係する 様々な相違・対立等を, 自国内外の事例から再考 させる	延長活動	・ 権利章典に関する現在の論争をリサーチさせる。 ・ 新しい政治制度を作った国が、どのようにして市民権を保護しているかを考察させる。 ・ オハイオ州憲法と合衆国憲法における権利章典を比較させる。

(Ohio Department of Education, *Natural Rights-Grade11* より作成。表の「授業の手順」は、教師用に書かれたレッスンプランの記述を要約して記したものであり、「授業過程」は筆者が分析して示したものである。資料については省略。)

る。連邦主義者と反連邦主義者が、憲法批准について どのように考えていたのかを、資料の記述から引き出 させようとしている。たとえば、反連邦主義者は、憲 法が合衆国政府に大きすぎる権力を与えてしまう可能 性を恐れていたことなどを引き出させる。このような 学習を通して、現在の制度が、対立する考え方との議 論を通して生まれたものであることを知らせると同時 に、それが必ずしも完全なものではないことに気づか せようとしている。

第四のパート(3日目)では、価値・思想を伝達し、社会に参画する方法を、過去と現在を対比しながら考察させる。まず、子どもを、連邦主義者・反連邦主義者のどちらかの立場に立たせ、それぞれの政治的主張について根拠を示しながら伝達する方法を考えさせる。その際には、1780年代と現在でどのように異なるのかについても考えさせる。その上で、それぞれの立場の論点を抽出・形成させている。スコープ「社会科技能と方法」にも対応する形で、過去と現在の対比の中から、意見を主張し社会に関わってゆくための方法論を習得させるパートになっている。

最後のパート(延長活動)では、価値・思想に関係する様々な相違・対立等を、自国内外の事例からさらに深く再考させる。ここでは、権利章典に関する現在の論争をリサーチしたり、他国が市民権をどのように保護しているのかを考察させたりする学習が計画されている。

このように、中等後期段階においては、初等・中等前期の事実・解釈・理論の学習をさらに発展させて、 それらを包括する体系的な価値・思想にまで分析のメスを入れている。また、その際には、他の考え方を導入することで、現在の制度が絶対的なものではなく、様々な思想の対立の中から妥協して構築されてきたものであることを理解させようとしている。さらに、市民として、制度等を新しいものへと作り変えてゆくための方法論までを学習の内容にしている。小・中・高の総仕上げ段階の授業といえよう。

IV. 小・中・高一貫社会科における授業構成 の基本原理─社会化から対抗社会化へ─

分析のまとめとして、三つの授業を比較し、小・中・高一貫社会科における授業構成の基本原理を整理 すると、以下の二点に集約することができる。

第一に、学校(学年)段階の上昇に応じて、授業 を、事実学習→解釈・理論学習→価値・思想学習へと 発展させる、ということである。

オハイオ州の憲法関連授業では、初等段階で、独立 宣言と合衆国憲法によって形作られた制度の事実を押 さえることがめざされていた。中等前期段階では、合 衆国憲法で規定された個々の制度の概念・存在根拠 を問いながら、解釈・理論を探らせるようになってい た。中等後期段階では、人々の論争に着目し、個々の 制度を背後から支えている包括的な価値・思想を、他 の考え方との対比の中で扱うようになっていた。

第二に、上記の学校(学年)段階の上昇に応じた授業(学習)の発展を促すための具体的なアプローチとして、自己との関係で事実を捉える→対象化してその解釈・理論を構築し、他者と批判吟味する→対立的な価値・思想を踏まえてあらためて現実を問い直し、自己が社会に参画する方法を探る、という段階性を設けることである。

憲法関連授業の場合,初等段階では、身近な事例から事実を捉えることがめざされていた。中等前期段階では、制度の解釈・理論を構築させ、それを新聞などの形式で顕在化させることによって、クラスでの議論を行わせようとしていた。中等後期段階では、現在の制度をあらためて問い直させるべく、憲法批准の際に対立した連邦主義者と反連邦主義者の議論を考察させていた。その上で、自分が社会に関わるために、どのようにして主張を形成・伝達すればよいのかを学習させようとしていた。

三つの授業の分析によって、既存の社会それ自体の存在をあるがままに受け入れさせる段階から、その根拠や価値・思想を問い直させる段階へと授業の構成が変化していることがわかる。大きな傾向として、社会の要求に子どもを同調させる社会化の段階から、社会の要求に対してそれを批判的・合理的に読み解かせ、自主的・自立的に判断させる対抗社会化の段階へと発展しているといえよう¹⁴⁾。このような構成によって、自己を取り巻く社会を認識し、その上で、新たに社会を形成してゆく力を、全学年を通じて育成することができるだろう。ここに、小・中・高一貫社会科授業の意義と方法を見出すことができる。

Ⅴ. おわりに

本研究では、小・中・高一貫社会科における授業構成を分析し、IVで示した二つの基本原理を抽出した。 そして、社会化から対抗社会化へ、という発展性を明確にした。全学年を通じた市民的資質育成の方法論と して, 示唆するものは大きい。

なお、本研究で示した基本原理は、絶対的・固定的なものではない。本研究は、同一的な内容を扱う小・中・高段階の授業を一つの事例として比較分析し、核となる基本原理を示そうとしたものである。今後の課題にもなるが、他の内容を扱う授業においても同様の傾向が見られるのかを検証・精査してゆく必要があるだろう。また、このような基本原理に基づいた場合、初等段階では事実を押さえるだけでよいのか、などのような疑問も当然出されよう。

実際には、事実学習にとどまらず、解釈・理論学習にまで踏み込む初等段階のレッスンプランも数多く見受けられる。学校段階の境界は、流動的である。しかし、いずれにせよ、事実・解釈・理論の学習を初等と中等前期で充実させ、中等後期で価値分析・価値判断を伴う学習へと移行するように計画されているものと解される。事実認識の学習から価値認識の学習へと連続的に発展させることで、合理的な根拠に基づきながら自立して社会に参画できる市民を無理なく育成しようとしている。小・中・高の社会科授業を市民的資質育成という統一的な目的のもとに組織するための示唆的なモデルとして位置づけておきたい。

【註】

- 1) 教科構造や教科の性格,学習指導要領などの制度的 側面に立脚して一貫性について論じた比較的近年 の論考としては,高山次嘉「"小・中・高一貫の社 会科"の解体と再構築」『社会科教育研究』No.71, 1994が挙げられる。
- 2) たとえば、歴史教育の分野で伝統的になされてきた研究の多くは、事象の関連性や、事象の精選等に焦点があてられてきた。一例を挙げるならば、西田光男「中・高一貫の歴史教育をざして一中学校世界史学習を通じて歴史教育の一貫を考える一」『社会科研究』第26号、1978、吉田太郎「歴史教育改革試論一小・中・高一貫性による一」『社会科研究』第25号、1977。これらの研究は、取り上げる事象の意味と位置づけをめぐる論考となっている。
- 3) 附属学校など、個々の学校単位では、実験的に小・中・高一貫の社会科カリキュラムが導入され、紹介されてきた。たとえば、市川博「文部科学省研究開発指定校等における小・中・高一貫の社会系教科・科目のカリキュラム開発の現状と課題」西脇保幸研究代表『社会科関連科目の小・中・高一貫による教育課程開発・編成に関する研究』平成11~13年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1))研究成果報告書、

2002に見られる学校のカリキュラムが該当する。ただし、これらの研究の多くは、現在の制度の枠組みを前提として一貫性を志向したものであり、抜本的に枠組み自体を再構築するというスタンスでなされているものではない。

4) アメリカ合衆国では、全米社会科協議会が社会科カリキュラム・スタンダードを作成して以来、各州で独自のカリキュラムが開発されている。その基礎となった文献は、National Council for the Social Studies, Expectation of Excellence, Curriculum Standards for Social Studies, 1994である。

また、州のカリキュラム・スタンダードを基盤に した研究のうち、近年の代表的な論考(社会科全般、 地理教育、歴史教育に関する論考)としては、以下 のものが挙げられる。

- ①横山秀樹・森分孝治「市民性育成の社会科カリキュラム編成原理ーテキサス州社会科カリキュラム分析ー」『広島大学教育学部紀要』第二部第49号,2000。
- ②森分孝治・横山秀樹「市民性育成の社会科カリキュラムにおける一貫性ーミシガン州マスキーガン学区を事例として一」森分孝治研究代表『諸外国における小・中・高一貫による社会科関連科目のカリキュラム開発論の基礎的研究』平成11年~13年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1))研究成果報告書,2002。
- ③森分孝治「総合社会科における小・中・高一貫に よる教育課程開発・編成」西脇保幸研究代表,前 掲報告書。
- ④草原和博「『社会科地理』をめぐる論争の構図」 『鳴門教育大学研究紀要(教育科学編)』第20巻, 2005。
- ⑤草原和博「地理教育の公民教育化一地域を単位と した総合的な社会研究一」『社会科研究』第66号, 2007。
- ⑥山田秀和「社会科カリキュラムにおける歴史教育 の位置と機能一小・中・高一貫性の観点から一」 (発表レジュメ),第56回日本社会科教育学会全国 大会,第9分科会,2006。
- ⑦山田秀和「社会科カリキュラムにおける歴史領域の小・中・高一貫性一オハイオ州の社会科スタンダードを事例として一」『弘前大学教育学部紀要』第98号,2007。
- 5) Ohio Department of Education, *Social Studies Academic Content Standards*, 2002.
- 6) 註4) の⑥, ⑦を参照されたい。
- 7) この章については、註4) の⑦で論じた内容と重複 するが、後のレッスンプランの分析にも関わる部分 なので、記載することにした。

- 8) 世界史であっても自国史(合衆国史)であっても、歴史による社会研究という原則は貫かれている。当面のところ、註4)の⑥を参照されたい。
- 9) オハイオ州教育局のHP (http://www.ode.state.oh.us/GD/Templates/Pages/ODE/ ODEDefaultPage.aspx?page=1)
- 10) Ohio Department of Education, Declaration of Independence and Constitution-Grade 5. (http://ims. ode.state.oh.us/ODE/IMS/Lessons/Web_Content/ CSS_LP_S05_BB_L05_I03_01.pdf)
- 11) 実際のレッスンプランには、作成者のコメントや個に応じた支援 (Differentiated Instructional Support)、 宿題なども記載されているが、ここでは省略した。
- 12) Ohio Department of Education, *Political Concepts in the U.S. Constitution-Grade 8*. (http://ims.ode.state.oh.us/ODE/IMS/Lessons/Web_Content/CSS_LP_S05_BB_L08_104_01.pdf)

なお、第8学年では、The U.S. Constitution: Backbone of America という単元のくくりで、"Political Concepts in the U.S. Constitution"のほかに、"Compromise is the Key"、"We're Off and Running"、"Ensuring Life, Liberty and the Pursuit of Happiness"の合計4つの授業がパッケージ化されている。他の授業についても示すべきであるが、ここではこの単元の要と考えられる"Political Concepts in the U.S. Constitution"を取り上げた。

- 13) Ohio Department of Education, *Natural Rights-Grade11*. (http://ims.ode.state.oh.us/ODE/IMS/Lessons/Web_Content/CSS_LP_S05_BB_L11_I07_01.pdf)
- 14) 社会化と対抗社会化については、以下の文献を参考にした。
 - ①岡明秀忠「対抗社会化 (countersocialization) をめ ざす社会科ーエングルの社会科学習指導方法論を 中心に一」中国四国教育学会『教育学研究紀要』 第35巻第二部,1990。
 - ②岡明秀忠「対抗社会化 (countersocialization) をめ ざす社会科—S・H・エングルの内容構成論を中 心に一」『社会科研究』第39号, 1991。
 - ③岡明秀忠「対抗社会化 (countersocialization) を めざす社会科—D・W・オリバーの場合—」中国 四国教育学会『教育学研究紀要』第36巻第二部, 1991。
 - ④岡明秀忠「対抗社会化 (countersocialization) をめざす社会科-F・M・ニューマンを手がかりに一」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第37巻第二部,1992。

付記 本稿は、平成19年度~21年度科学研究費補助金若手研究(B)「小・中・高一貫性に基づく歴史教育カリキュラム開発のための基礎的研究」課題番号19730532の研究成果の一部である。

(2008.7.24受理)